



JAPSW 発第 17-257号
2017年11月15日

自由民主党 政務調査会
障害児者問題調査会長 衛 藤 晟 一 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 柏 木 一 恵



障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定に関して、精神障害のある人々の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、下記の通り、意見を申し上げます。

記

1. 指定障害福祉サービスに関すること

1) 自立訓練（生活訓練）

○訪問による生活訓練サービス費の報酬単価の上乗せを検討してください。

○生活訓練サービス費（Ⅱ）において、所要時間2時間以上の場合の報酬を新設してください。

【理由】通所サービスの利用に馴染めない精神障害者にとって、訪問による自立訓練は、社会参加を促す一助となっており、適正に評価してください。また、2時間以上の場合の報酬の新設は、2時間未満では実施が難しい訓練の場合に必要と考えます。

2) 就労支援

○就労継続支援A型サービス費については、労務管理について評価し、「初期労務管理加算（仮称）」を新設してください。

【理由】就労継続支援A型はB型と違い労務管理業務に大きな労力を必要とします。例えば「初期労務管理加算（仮称）」を新設して、雇用時の労務管理関連の業務を適正に評価することが必要と考えます。

○就労移行支援において2年間の標準利用期間を超えた場合でも、報酬単価を就労支援継続B型と同程度にして継続利用を可能にしてください。

【理由】病状の悪化等により就職活動ができなくなる場合など、精神障害者の病状の波にも対応できる制度設計が必要と考えます。

○就労移行支援については、基本報酬の見直しも含め、より質の高い支援を行う体制を整備した事業所を評価するしくみに変えてください。

【理由】就労移行は本来の事業目的であり、支援の質を担保する加算を評価していただきたいと思えます。フルタイム雇用につなげた人数を評価したり施設外支援の活用が多い事業所を評価したりするしくみを検討してください。

3) 共同生活援助

○重度対応型グループホームの設置を促進するためには、仕事量を適正に評価してください。また、重度の基準を現行の障害支援区分3以上として設定してください。

【理由】精神障害者の地域移行支援を進めるためには、重度対応型グループホームの利用は欠かせません。精神障害者の場合は、支援の必要量に比べて障害支援区分が低く出る傾向は続いており区分4以上になる方が少ないため、緩和措置が必要です。

○重度の精神障害者の対象者は、病状ではなく、生活のしづらさで判断してください。

【理由】重度の精神障害者とは、入院治療は必要ないとの判断があるものの、コミュニケーションを取る際に本人の特徴理解が必要な人、一定の幻覚妄想が残存し行動障害を伴う（妄想に左右されるなど病状による生活のしづらさがある）人と考えます。

2. 指定相談支援に関すること

1) 地域相談支援（地域移行支援）

○地域移行支援の利用を促進するため、地域移行支援に関する一定の研修を修了した精神保健福祉士を配置した事業所に、特定の加算をつけてください。

【理由】長期入院患者の退院促進のために、地域移行支援の一層の促進が必要であり、一定の研修を修了した精神保健福祉士を配置して地域移行支援に取り組んだ指定一般相談支援事業所に対して、特定の加算を設ける必要があると考えます。

2) 地域相談支援（地域定着支援）

○地域定着支援の活用を促進するために、夜間帯のかけつけ支援、触法等の障害者に対する対応支援、電話やメールが頻回な方へ支援を加算の対象にしてください。

【理由】現行で緊急時支援費が設定されていますが、夜間の緊急時支援においては、少ないマンパワーで支援を行っている現状にあるため、さらなる加算が必要です。

また、医療観察法の対象者等に対して宿泊型自立訓練、共同生活援助と同様に地域生活移行個別支援特別加算が必要です。さらに、精神障害の特性から、電話やメール相談の回数が頻回になることもあるため、頻回対応の際の集中支援加算を新設することが適切です。

3) 計画相談支援

○現行で特別地域加算はありますが、移動距離に応じた加算を新たに検討してください。

【理由】山間部や過疎化が進んでいる地域においては、交通の利便性が悪く、訪問に長時間を要する場合がありますので、移動距離に応じた報酬の設定も必要と考えます。

○月に4回以上の対面支援をした場合の「集中支援加算」を新設してください。

【理由】精神障害者の場合、毎月のモニタリングとしている場合であっても、その方の状況から月に複数回面接することもあります。このため、対面による支援を月4回以上実施した場合は、集中支援加算の算定できるようにすることが必要です。

○ピアサポーターの活躍の場を広げていくために、ピアサポーターを配置した事業所に対する一定の加算を要望します。加算の対象となるピアサポーターは、一定の養成研修の修了を必須とし、その養成研修は専門職も一緒に受講することを要望します。

【理由】ピアサポーターの活躍や実践は全国各地で行われていますが、その養成のための研修カリキュラム、活動の場及び報酬に係る補助等は都道府県ごとに異なり、「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」に限ってみても全国一律の基準はなく、位置づけが不明瞭です。このような現状の中では、ピアサポーターの雇用は難しく、ピアサポーターによる支援を必要としている人に安定したサービスを提供することができません。地域移行等に携わるピアサポーターの資格要件に、一定の研修受講を明記することで、地域移行支援チームの一員として、他の専門職と対等に活躍することが期待できると考えます。また、2018年度から始まる、自立生活援助、就労定着支援などへのピアの活躍の場が広がることも期待されます。

以上